

# 長期収載品の処方について

R6年10月より長期収載品（※）の処方を希望した場合、薬代の一部を自己負担していただきます。

## 【対象者】

全ての外来患者さんが対象です。

（国の公費負担医療制度により一部負担が助成されている方も対象です）

## 【対象となる長期収載品】

詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

## 【自己負担額】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当＋消費税となります。

※長期収載品とは…

後発医薬品のある先発医薬品のことです。

ご不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。